

# つつみの森認定こども園 重要事項説明書

当園における教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の皆様に確認すべき内容は以下の通りです。

## 1. 施設運営主体

名称	学校法人堤学園
所在地	埼玉県上尾市大字上 22-5
電話番号	048-772-1115
代表者名	理事長 新井篤史

## 2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	つつみの森認定こども園
施設の所在地	埼玉県上尾市大字上 22-5
連絡先	幼稚園 TEL 048-772-1115 FAX 048-776-8706
	保育園 TEL 048-770-1500 FAX 048-770-1501
	Eメール mail@tsutsumi.ed.jp
管理者名	園長 新井篤史
対象となる子ども	満3歳以上の小学校就学前の幼児および 保育を必要とする満3歳児以下の乳幼児
利用定員	1号認定子ども：120人（新2号認定を含む） 2号認定子ども：60人 3号認定子ども：31人
開設年月日	平成27年4月1日
ホームページアドレス	www.tsutsumi.ed.jp

## 3. 施設の目的/運用方針

当園は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育、ならびに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育て支援を行います。

#### 4. 施設概要

幼稚園棟	構造（築年）	RC造（平成7年）
	延べ面積	1426.58 m <sup>2</sup>
保育園棟	構造（築年）	RC造（平成27年）
	延べ面積	775.72 m <sup>2</sup>
園庭	面積	1383.00 m <sup>2</sup>

#### 5. 職員の配置状況

当園では、「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、幼児教育・保育の提供に必要な職種について、職員を配置しています。なお、各職員の勤務体系により、各保育教諭の勤務日・勤務時間帯が異なることがあります。

#### 6. 特定教育・保育を提供する日

お住まいの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下の通り利用可能日が異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定	満3歳以上の未就学児のうち、特に保育を必要としない子ども	土曜日・日曜日・祝祭日 開園記念日・県民の日・夏冬春休み期間
新2号認定	3歳以上の未就学児のうち、保育を必要とし、預かり保育の無償化の対象となっている子ども	土曜日・日曜日・祝祭日 年末年始期間
2号認定	満3歳以上の未就学児のうち、保育を必要とし、自治体の利用認定を受けて当園に通園する子ども	日曜日・祝祭日・年末年始期間
3号認定	満3歳未満で保育を必要とし、自治体の利用認定を受けて当園に通園する子ども	

#### 7. 特定教育・保育の提供時間

開園時間は7:00～19:00（土曜日は7:00～18:00）ですが、お住まいの市町村から受けた支給認定区分により提供時間は異なります。

認定区分	教育・保育時間	提供時間
1号認定/新2号認定（※1）	教育標準時間	8:30～14:00（※2）
2号認定（※3）	保育短時間（教育時間を含む）	8:30～16:30
	保育標準時間（教育時間を含む）	7:00～18:00
3号認定（※3）	保育短時間	8:30～16:30
	保育標準時間	7:00～18:00

※1 教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は預かり保育（別料金）を利用することができます。

なお預かり保育費用のうち新2号認定児は1日最大450円が無償となります。

※2 新年度当初や各学期の終期は午前保育（11:30終了）になることがあります。

※3 支給認定の時間を超えて保育を受ける場合は、延長保育料金が別途かかります。

## 8. 提供する幼児教育・保育の内容

当園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育の提供

上記 7 に記載する時間において、以下の方針に基づいた教育・保育を提供します。

当園の教育目標

- |                       |
|-----------------------|
| ・仲良く、明るく、たくましい子       |
| ・やさしく、心豊かで、ありがとうの言える子 |
| ・自分で考え、工夫し、最後までやりぬく子  |

つつみの森認定こども園では充実した環境の中で、心身共に調和のとれた人間形成を目指すことを主眼とし、明るくのびのびとした集団生活の中で、子どもたちひとりひとりが主体的に様々な活動を体験し、豊かな感性を養い、個性を大切にしながら生きていく力を育てていくことを目標としています。

また、幼児教育施設として小学校との接続を重視し、義務教育開始までに以下の資質・能力を十分に育めるカリキュラムを発達段階に応じて設定しています。

1. 健康な心と体	6. 思考力の芽生え
2. 自立心	7. 自然とのかかわり・生命尊重
3. 協同性	8. 数量・図形・文字等への関心、感覚
4. 道徳性・規範の芽生え	9. 言葉による伝えあい
5. 社会生活とのかかわり	10. 豊かな感性と表現

### (2) 地域子育て支援拠点事業「パオちゃん広場」

児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に基づき、市町村が実施する事業について委託を受けて、乳幼児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### (3) 一時預かり事業（幼稚園型）

地域の実態や保護者の要請等により、教育を行う標準的な時間の前後に、希望する園児を対象に一時預かり事業を行います。

### (4) 児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる乳児または幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において一時的に預かり必要な保護を行います。

### (5) 1 号認定での満 3 歳児からの入園を希望する 2 歳児に対して、園生活に慣れてもらうため、満 3 歳にまるまでの間、週 2 日程度の有償のプレ保育を行います。

## 9. 食事の提供

当園の食事（昼食・間食）は原則として全学年で自園調理のものを提供します。ただし1号認定、2号認定および新2号認定児は遠足等の園行事により弁当持参の日があります。

### ・アレルギー等の対応について

アレルギーその他の事情により食事の提供に配慮が必要な場合は、可能な限り対応してまいりますのでご相談ください。その際はアレルギー除去食または代替食で対応します。

### ・衛生管理について

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準を制定しております。また調理室および調理機器の衛生管理を徹底するとともに、検便等により全調理員の健康管理をおこなっています。

## 10. 利用料金

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）

・満3歳以上の園児の保育料は無料になります。

・満3歳未満の園児（3号認定）は、支給認定を行った市町村が定める保育料を当園にお支払いいただきます。

### (2) 特定教育および保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

(1) に掲げる保育料の他、教育および保育の充実をはかるための費用を負担していただきます。

詳しい項目および金額はその年の募集要項等に記載いたします。

### (3) 給食費

給食費は原則実費負担になります。詳しい金額はその年の募集要項をご参照ください。

## 11. 利用の開始について

当園での特定教育・保育の提供の利用の開始は支給認定区分により異なります。

1号認定 新2号認定	当園への子どもの入園を希望する保護者が、本重要事項説明書等に記載された園の運営方針に同意し、所定の入園手続きをした後
2号認定 3号認定	お住まいの市町村の利用調整により当園に子ども入園を決定された保護者が、本重要事項説明書等に記載された園の運営方針に同意し、所定の入園手続きをした後

## 12. 利用の終了について

以下の場合、当園での特定教育・保育の提供を停止します。

(1) 利用園児が小学校に就学したとき

(2) 利用の継続に重大な支障や困難が生じたとき

(3) 保護者が児童福祉法または子ども子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

### 13. 嘱託医

当園は以下の医療機関と嘱託医契約をしています。

(1) 内科

医療機関の名称	伊藤内科医院
院長名	伊藤喜三男
所在地	埼玉県上尾市上 1572-1
電話番号	048-771-1470

(2) 歯科

医療機関の名称	新井歯科医院
院長名	新井洋臣
所在地	桶川市東 1-4-2
電話番号	048-771-1162

(3) 薬剤師

薬剤師名	小林孝幸
住所	蓮田市大字高虫 1313-7
電話番号	048-766-0801

### 14. 怪我・急病等の緊急時の対応

お預かりしている園児に大きな怪我や体調急変等の事態が発生した場合は、ただちに保護者に連絡するとともに、救急車を依頼して受診可能な最寄りの医療機関に連れていくことを原則とします。その際は治療や投薬、および保険証の確認等のため保護者の立ち合いが必要になりますので、すみやかに医療機関までお越しください。

なお発熱等明らかに救急車の依頼の必要がない体調不良の場合でも、園の判断で保護者に連絡し、可能な限り早いお迎えをお願いすることがあります。

### 15. 非常災害時の対応

火災、大規模地震等の災害が発生した場合は、ただちに保育を中止し、原則として園庭に避難します。

火災の場合は緊急メールで保護者に連絡をしますが、大規模地震の場合は停電等により通信が困難になることが考えられますので、連絡の有無にかかわらず速やかなお迎えをお願いします。

非常時の対応	別途定める消防計画および防災マニュアルにより対応します
避難訓練	火災、地震および不審者対応に関する訓練を月 1 回以上実施します
主な防災設備	火災報知器 ガス漏れ報知器 非常用電源 誘導灯 消火器 非常警報装置 ※園舎は耐火建築物で、カーテン、敷物等は防災処理をしています

## 16. 利用者に対する保険の種類等

当園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 東京海上日動火災保険会社 JK 保険（園児総合保障制度）
保険の内容	身体賠償（負傷、疾病、障害、死亡） 対物賠償 人格権侵害保障

## 17. 教育・保育内容に関する相談、要望、苦情

受付責任者	園長 新井篤史 副園長 鎌田直美	
受付担当者	3歳未満児・子育て支援担当	保育園主任保育教諭 杉田敬子
	3歳以上児担当	幼稚園主任保育教諭 森之子
受付時間	9：00～17：00	
受付方法	電話、FAX、メールまたは面談にてお受けいたします	

## 18. 個人情報保護に関する基本方針

入園児およびその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育園、幼稚園、認定こども園等に転園する場合、転園先との間で必要な情報連絡を行うこと。
- (3) 他の保育園、幼稚園、認定こども園等に兄弟姉妹が在籍する場合において、これらの施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (4) 当園での教育・保育において、園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導等を行う機関等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (5) 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと。
- (6) 保育をするにあたり、必要な利用子どもの情報を関係機関と共有すること。

## 19. 虐待防止のための措置

当園は利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため、以下の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護・虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な対応

当園は教育・保育の提供中に職員または養育者による以下の虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止に関する法律の規定し従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

- ① 身体的虐待
- ② ネグレクト
- ③ 心理的虐待
- ④ 性虐待

## 20. 当園における禁止事項

喫煙・飲酒	駐車場・駐輪場を含む園の敷地内での喫煙および飲酒は禁止します
宗教・政治活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する勧誘活動等は禁止します
営利活動	許可なく園内で営利活動することを禁止します
写真・動画撮影	園敷地およびその周辺から園児を撮影することは原則禁止します (運動会等保護者参加の一部行事日を除く)
インターネット関連	インターネット上で、園内で撮影した写真・動画を許可なく公開することや、他の園児、保護者および職員等を誹謗中傷することを禁止します。

## 21. その他の留意事項

- ・園内での子どもの事故に関する園の責任の範囲は、原則として保護者から園児をお受けしてから保育後に園児をお渡しするまでの間とします。保護者同伴の場合、園内にあっても事故の責任は負いかねます。
- ・園の駐車場および駐輪場での事故や盗難等のトラブルの責任は負いかねます。
- ・本説明書に記載されている内容以外の入園や利用にあたっての詳細な事項については、別途作成する入園案内・募集要項・その他の書類によって提示するものとします。